

# 東京都公報

発行 東京都

## 目 次

### 規則

- 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用並びに特定個人情報の利用及び提供に関する条例施行規則の一部を改正する規則（三件）………（デジタルサービス局DX協働事業部デジタル手続推進課）一
- 東京都児童福祉審議会条例施行規則の一部を改正する規則………（福祉局子供・子育て支援部企画課）三
- 東京都教育委員会行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用並びに特定個人情報の利用及び提供に関する条例施行規則の一部を改正する規則（三件）………三
- 優良映画等の推奨………（都民安全総合対策本部総合推進部若年支援事業課）五
- 地域森林計画の案………（産業労働局農林水産部森林課）五

### 規則

### 公 告

- 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用並びに特定個人情報の利用及び提供に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。
- 令和七年十一月十八日

### ●東京都規則第百六十四号

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用並びに特定個人情報の利用及び提供に関する条例

施行規則の一部を改正する規則

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用並びに特定個人情報の利用及び提供に関する条例施行規則（平成二十七年東京都規則第百七十六号）の一部を次のように改正する。

第二条から第五条までを次のように改める。

第二条 条例別表第一の一の項に規定する規則で定める事務は、東京都立産業技術高等専門学校授業料軽減及び選択的学習活動支援制度実施要綱（平成三十年六月二十九日付三十総企第二百六十二号総務局長決定）第五条による授業料負担の軽減及び選択的学習活動に係る経費の支援の対象資格の認定の申請の受理、当該申請に係る審査又は当該申請に対する応答に関する事務とする。

第三条 条例別表第一の二の項に規定する規則で定める事務は、東京都公立大学法人が実施する授業料減免に係る経費の交付に関する要綱（令和五年十月十日付五総企第四百二号総務局長決定）による東京都立大学及び東京都立産業技術高等専門学校の授業料の減免に必要な経費の算定に必要な資料の受理、当該資料に係る審査又は当該資料に対する応答に関する事務とする。

第四条 条例別表第一の三の項に規定する規則で定める事務は、次のとおりとする。

一 東京都重度心身障害者手当条例（昭和四十八年東京都条例第六十八号。以下この条において「手当条例」という。）第四条の規定による申請の受理、当該申請に係る審査又は当該申請に対する応答に関する事務

二 手当条例第六条第二項の規定によりなされた申請の受理、当該申請に係る審査又は当該申請に対する応答に関する事務

三 手当条例第九条の規定による届出の受理、当該届出に係る審査又は当該届出に対する応答に関する事務

四 手当条例第十条に規定する状況調査を行う場合における東京都重度心身障害者手当条例施行規則（昭和四十八年東京都規則第百四十一号）第十四条の規定による届出

出の受理、当該届出に係る審査又は当該届出に対する応答に関する事務

五 手当条例第十一條の規定による申請又は届出の代行があつた場合における申請若しくは届出の受理、当該申請若しくは届出に係る審査又は当該申請若しくは届出に対する応答に関する事務

第五条 条例別表第一の四の項に規定する規則で定める事務は、次のとおりとする。

一 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則(平成十八年東京都規則第十二号。以下この条において「規則」という。)第十五条第一項の規定による申請の受理、当該申請に係る審査又は当該申請に対する応答に関する事務

二 規則第十八条の規定による届出の受理、当該届出に係る審査又は当該届出に対する応答に関する事務

三 規則第十九条第一項の規定による申請の受理、当該申請に係る審査又は当該申請に対する応答に関する事務

第六条中「条例別表第一の六の項」を「条例別表第一の五の項」に改める。

第七条から第十条までを次のように改める。

第七条 条例別表第一の六の項に規定する規則で定める事務は、次のとおりとする。

一 東京都妊娠高血圧症候群等に係る医療費助成実施要綱(平成十二年十月三日付十

二衛健母第二百六十九号衛生局長決定。以下この条において「要綱」という。)による医療費助成の申請の受理、当該申請に係る審査又は当該申請に対する応答に関する事務

二 要綱による医療券の被交付者の変動に伴う届出の受理、当該届出に係る審査又は当該届出に対する応答に関する事務

第八条 条例別表第一の七の項に規定する規則で定める事務は、次のとおりとする。

一 東京都難病患者等に係る医療費等の助成に関する規則(平成十二年東京都規則第十九号。以下この条において「規則」という。)第五条の規定による申請(規則別表第一の第一類、別表第五及び別表第六に掲げる疾病に罹患している者に係る申請を除く。)の受理、当該申請に係る審査又は当該申請に対する応答に関する事務

二 規則第十条の規定による申請(規則別表第一の第一類、別表第五及び別表第六に

掲げる疾病に罹患している者に係る申請を除く。)の受理、当該申請に係る審査又は当該申請に対する応答に関する事務

三 規則第十二条の二の規定による申請の受理、当該申請に係る審査又は当該申請に対する応答に関する事務

四 規則第十三条の規定による届出(規則別表第一の第一類、別表第五及び別表第六に掲げる疾病に罹患している者に係る届出を除く。)の受理、当該届出に係る審査又は当該届出に対する応答に関する事務

第五条 条例別表第一の八の項に規定する規則で定める事務は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行細則(平成十一年東京都規則第百十二号)第十九条の規定による申請の受理、当該申請に係る審査又は当該申請に対する応答に関する事務とする。

第十条 条例別表第一の九の項に規定する規則で定める事務は、次のとおりとする。

一 東京都原子爆弾被爆者等の援護に関する条例施行規則(昭和五十年東京都規則第二百三十一号。以下この条において「規則」という。)第二十二条の規定による申請の受理、当該申請に係る審査又は当該申請に対する応答に関する事務

二 規則第二十四条第一項及び第二項の規定による申請の受理、当該申請に係る審査又は当該申請に対する応答に関する事務

三 規則第二十八条第一項(同項第二号に該当する場合に限る。)の規定による届出の受理、当該届出に係る審査又は当該届出に対する応答に関する事務

四 第十二条の前の見出し、同条及び第十三条を削り、第十四条の前に見出し

として「(特定個人情報を利用する事務)」を付し、同条中「条例別表第二の三の項」を「条例別表第二の一の項」に改め、同条を第十二条とし、第十六条を第十三条とする。

第十五条中「条例別表第二の四の項」を「条例別表第二の二の項」に改め、同条を第十二条とし、第十六条を第十三条とする。

#### 附 則

この規則は、令和八年四月一日から施行する。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個

人番号の利用並びに特定個人情報の利用及び提供に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和七年十一月十八日

東京都知事 小池百合子

●東京都規則第百六十五号

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用並びに特定個人情報の利用及び提供に関する条例

施行規則の一部を改正する規則

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用並びに特定個人情報の利用及び提供に関する条例施行規則（平成二十七年東京都規則第百七十六号）の一部を次のように改正する。

第八条第一号、第二号及び第四号中「別表第一の第一類」の下に「及び第三類」を加え、「及び」を「並びに」に改める。

附 則

この規則は、令和八年六月十五日から施行する。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用並びに特定個人情報の利用及び提供に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和七年十一月十八日

東京都知事 小池百合子

●東京都規則第百六十六号

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用並びに特定個人情報の利用及び提供に関する条例

施行規則の一部を改正する規則

この規則は、公布の日から施行する。

規 則（教）

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用並びに特定個人情報の利用及び提供に関する条例施行規則（平成二十七年東京都規則第百七十六号）の一部を次のように改正する。

●東京都規則第百六十七号

東京都児童福祉審議会条例施行規則の一部を改正する規則

東京都児童福祉審議会条例施行規則（平成十二年東京都規則第百十号）の一部を次のように改正する。

第一条中「三十五人」を「四十人」に改める。

この規則は、公布の日から施行する。

東京都教育委員会行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する規則（平成二十七年東京都規則第百七十六号）の一部を次のように改正する。

第十三条を第十四条とし、第十二条を第十三条とし、第十一条の前の見出しを削り、同条を第十二条とし、同条の前に見出しとして「（特定個人情報を利用する事務）」を付し、第十条の次に次の一条を加える。

第十二条 条例別表第一の十の項に規定する規則で定める事務は、次のとおりとする。

一 大気汚染に係る健康障害者に対する医療費の助成に関する条例施行規則（昭和四十七年東京都規則第二百五十七号。以下この条において「規則」という。）第三条の規定による申請の受理、当該申請に係る審査又は当該申請に対する応答に関する事務

二 規則第七条の規定による申請の受理、当該申請に係る審査又は当該申請に対する応答に関する事務

三 規則第九条の規定による届出の受理、当該届出に係る審査又は当該届出に対する応答に関する事務

附 則

この規則は、令和八年十月一日から施行する。

東京都児童福祉審議会条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和七年十一月十八日

東京都知事 小池百合子

●東京都規則第百六十八号

東京都児童福祉審議会条例施行規則の一部を改正する規則

東京都児童福祉審議会条例施行規則（平成十二年東京都規則第百十号）の一部を次のように改正する。

第一条中「三十五人」を「四十人」に改める。

この規則は、公布の日から施行する。

東京都教育委員会行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する規則（平成二十七年東京都規則第百七十六号）の一部を次のように改正する。

る法律に基づく個人番号の利用並びに特定個人情報の利用及び提供に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和7年11月18日

●東京都教育委員会規則第五十一号

東京都教育委員会

東京都教育委員会行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用並びに特定個人情報の利用及び提供に関する条例施行規則等に関する法律に基づく個人番号の利用並びに特定個人情報の利用及び提供に関する条例施行規則の一部を改正する規則

東京都教育委員会行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用並びに特定個人情報の利用及び提供に関する条例施行規則(平成二十七年東京都教育委員会規則第四十七号)の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「条例別表第一の十二の項」を「条例別表第一の十の項」に改め、同条第二項及び第三項を削り、同条第四項中「条例別表第一の十五の項」を「条例別表第一の十一の項」に改め、同項を同条第二項とし、同条第五項中「条例別表第一の十六の項」を「条例別表第一の十二の項」に改め、同項を同条第三項とする。

第三条中「条例別表第二の五の項から九の項まで」を「条例別表第二の三の項から五の項まで」に改め、同条第二号及び第三号を削り、第四号を第二号とし、第五号を第三号とする。

この規則は、令和八年四月一日から施行する。

附 則

東京都教育委員会行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用並びに特定個人情報の利用及び提供に関する条例施行規則(平成二十七年東京都教育委員会規則第四十七号)の一部を次のように改正する。

令和七年十一月十八日

東京都教育委員会

●東京都教育委員会規則第五十三号

東京都教育委員会

東京都教育委員会行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用並びに特定個人情報の利用及び提供に関する条例施行規則(平成二十七年東京都教育委員会規則第四十七号)の一部を次のように改正する。

令和七年十一月十八日

この規則は、令和八年十月一日から施行する。

附 則

東京都教育委員会行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用並びに特定個人情報の利用及び提供に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

●東京都教育委員会規則第五十二号

東京都教育委員会行政手続における特定の個人を識別するための番号の利

用等に関する法律に基づく個人番号の利用並びに特定個人情報の利用及び提供に関する条例施行規則の一部を改正する規則

東京都教育委員会行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用並びに特定個人情報の利用及び提供に関する条例施行規則(平成二十七年東京都教育委員会規則第四十七号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「条例別表第一の十一の項」を「条例別表第一の十六の項」に改め、同条第二項中「条例別表第一の十二の項」を「条例別表第一の十七の項」に改め、同条第三項中「条例別表第一の十三の項」を「条例別表第一の十八の項」に改める。

第三条中「条例別表第二の三の項から五の項まで」を「条例別表第二の八の項から十の項まで」に改める。

第三条中「条例別表第二の三の項から五の項まで」を「条例別表第二の八の項から十の項まで」に改める。

## 附 則

この規則は、令和九年一月一日から施行する。

## 公 告

## 優良映画等の推奨について

東京都青少年の健全な育成に関する条例（昭和三十九年東京都条例第百八十一号）第五条第二号の規定により、青少年を健全に育成する上で有益であるものとして、次のとおり推奨する。

令和七年十一月十八日

東京都知事 小池百合子

推奨番号 種類 名称 制作者等 推奨理由

五〇〇 映画 ホワイトハンドコート  
SNIPP  
OND  
üde  
ろこびのウ  
イーン

一般財団法人さわかみ  
財団

青少年を健全に育成する上で有益であると認める。

## 多摩地域森林計画の案について

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第六条第一項の規定により、多摩地域森林計画の案を次のように公表する。

なお、当該地域森林計画の案に意見がある者は、縦覧期間中東京都知事に対して意見書を提出することができる。

令和七年十一月十八日

東京都知事 小池百合子

森林計画区の名称 多摩森林計画区

縦覧場所 東京都産業労働局農林水産部森林課及び東京都森林事務所保全課

縦覧期間 公告の日から三十日間

意見書の提出先 新宿区西新宿二丁目八番一号

発行

電話 東京都

○三(五三三二二)一一一一一(代)号都  
郵便番号 163-8001定価一本号  
(郵送料を含む) 一箇月 六、六〇〇円 三〇円印刷所電話 東京都文京区白山二丁目十三番七号  
○三(三八一二)五二〇一(代)号社

郵便番号 113-0001



リサイクル適性Ⓐ

このページは、再生紙で  
リサイクルして作成されました。